

鹿児島県土木部における「工事成績優秀企業認定制度」の概要

1 目的

鹿児島県土木部においては、建設現場における事務負担の軽減を図るため、これまで工事関係書類の統一化や簡素化に取り組んできました。

このたび、公共工事における更なる生産性向上と働き方改革を推進するため、県土木部発注工事における工事成績評定点（平均点）が高い実績を有する企業を「工事成績優秀企業」として認定し、当該企業に対し監督・検査の簡素化する等の制度を創設します。

2 認定対象企業等

（１）認定優秀企業

- ・鹿児島県土木部発注工事（漁港工事を含む，県建築課発注工事は除く）において，過去2カ年に完成した工事の実績を3件以上有する企業について，企業毎の請負工事成績評定点の平均点を算出し，一定以上の点数（※）である場合に，当該企業を「認定優秀企業」として認定する
- ・「一定以上の点数」については，毎年度，上位5%程度の企業数が該当する点数を目途とする。（令和8年度は86点とする予定であるが，令和6年度・令和7年度の工事成績評定点の結果に応じて変更する場合あり）
- ・なお，過去2カ年に，県発注工事において文書注意等を受けた場合や法令遵守違反等の不適切な行為を行った場合は認定の対象外とする（また，適用期間中に同様な行為を行った場合も認定の対象外となる）

（２）対象工種

- ・鹿児島県において入札参加資格を認めている29の建設工事のうち，下記の8工種を対象とします。

① 土木一式工事，②とび・土工・コンクリート工事，③鋼構造物工事，④舗装工事，⑤しゅんせつ工事，⑥塗装工事，⑦造園工事，⑧さく井工事

3 本制度の適用開始時期

- ・本制度は，令和8年4月1日から適用する
- ・令和6年度・令和7年度に完成した工事における工事成績優秀企業の認定は，令和8年8月上旬頃に公表を行う予定であり，県ホームページに掲載します

4 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については，下記の措置を適用する予定です

（１）認定ロゴマークの活用

- ・認定優秀企業は，別添の「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」（以下，「認定ロゴマーク」という。）を「企業の名刺」等に使用（印刷）することができる

（２）監督・検査の簡素化

- ・認定優秀企業は，鹿児島県土木部が発注する工事（漁港工事を含む，建築課発注工事を除く）において，過去10か年に「鹿児島県土木部優良工事等表彰」の「優秀

技術者表彰」等を受賞した者を監理技術者または主任技術者として配置した工事においては、以下を適用することができるものとする

(ア) 中間検査の免除

(イ) 工事共通仕様書に基づく「確認事項」の減免

(ウ) 工事共通仕様書に基づく「立会事項」の減免

5 措置の適用期間

- ・認定優秀企業に係る措置の適用期間は、認定後1年間とする

(別添) 認定ロゴマークのイメージ



(参考) 名刺への掲示イメージ

※認定ロゴマークの下部に「工事成績優秀企業」及び「鹿児島県土木部」を記入すること。



注) 認定ロゴマークのデザインについては、今後変更の可能性もあります。